

行事予定

新年会

日時 1月10日（火）午後6時30分より
会費4000円（飲物込み）
場所 「まとい寿し」TEL. 052-834-1203
地下鉄塩釜口駅エレベータ出口より北へ30秒
多数の参加をお待ちしております。参加の方は予約の都合上1月9日までに事務局
へご一報ください。なお、新年会は1月の世話人会を兼ねています。



法律講座

「高齢者手助け法・高齢者も高齢者を手助けする方も」

日時 1月24日（火）午後1時30分～4時 資料代500円（会員無料）
場所 御器所高齢者就業支援センター4階 第2研修室（地下鉄御器所2番出口東すぐ）
講師 弁護士 小島高志ほか
好評の高齢者手助け法、今回は事務所を飛び出してシルバー人材センターの研修室
で行います。

フラワーアレンジメント

「ひな祭りのアレンジ」

日時 2月25日（土）午後1時30分～3時
花材代実費1500円程度
場所 事務所会議室（地下鉄御器所2番出口東へ徒歩2分 STプラザ4階）
講師 フラワードバイザー 内山早智子さん（会員）
日常からちょっと離れて春のお花を楽しみましょう。どなたでも参加いただけます。
花材の都合上、2月20日までに事務所へご予約ください。持ち物：花バサミ
(ある方のみ)



法律講座

「働く人のための法律基礎知識」

日時 3月24日（土）午後2時～4時 参加費無料
場所 事務所会議室（地下鉄御器所2番出口東へ徒歩2分 STプラザ4階）
講師 弁護士 安井典高
社会人になるあなた、社会人のあなたに！ 働く人、あなたに役立つ法律をわかり
やすく解説します。職場で戸惑わないようガッチリ知識を身につけましょう。

法律講座

「家族のためのくらしの法律」（仮題）

日時 詳細未定（4月の平日午後を予定）
場所 事務所会議室（地下鉄御器所2番出口東へ徒歩2分 STプラザ4階）
講師 弁護士 小野万里子ほか 専門アドバイザー参加予定
日常の暮らしの中にある身近な法律を学習します。「ちょっと困ったな」と思った
ときに役立つ情報や年金・介護のお話しも・・・欲張りな講座を企画中です。
※ 詳細は後日お知らせいたします。

行事報告

法廷見学 8月25日

感想 谷口 健太（小学校6年）

8月25日、僕は裁判所の法廷見学に参加しました。裁判所へ行くのも法廷に入るのも初めてですごく緊張しました。法廷にはテレビが何台もあり、裁判にテレビを使うと説明を聞いておどろきました。最初に見たのは強盗事件の裁判でした。被告人が出てきたのを見て自分はぜったい悪いことをしてはいけないなと思いました。次の覚せい剤の事件はテレビのドラマやニュースではなく、僕のすぐ近くで起きている事件なんだと思うと怖くなりました。普段は入ることがない裁判所へ行くことができて勉強になりました。



昭和区平和のつどい 10月23日 講演講師 ドイツ文学者：翻訳家 池田香代子さん

当日は雨模様にも関わらず243名の参加がありました。名大名誉教授・ロシア文学者の丹辺実行委員長（昭和区九条の会・代表世話人）の開会挨拶、第一部では、日本ど真ん中まつりチーム（障害者と健常者のチームによる踊り、桜花高校インターラクトクラブによる「ミュージックベル演奏」）。

第二部は、恒例の弁護士小島高志指揮「70人合唱団」による合唱でした。



メインの記念講演は、「世界がもし100人の村だったら」の著者、池田香代子さん。

こども編、食べ物編100人の村解説を交え、世界の現状、日本の現状、原発の廃止を話されました。



原発学習会 11月16日 講師 中京大学教授：医師 中川武夫先生

「核戦争に反対する医師の会」事務局長の中川先生のお話は、難しい原発・放射線用語を易しく解説しながら進められました。内部被曝と内部被曝が人体におよぼす影響についてのお話しもよく理解できました。現在当日の講演録を作成中です。ご希望の方は事務所までご連絡ください。

法律講座 「若者が引っかかりやすい詐欺」とかって何？ 11月22日

感想 会員 成田 司

昨年から私が法律倶楽部に加わり、これで祖父、父、私と親子三代でお世話になることになりました。約1年間、振り返れば、多くの貴重な経験をすることが出来ました。

法律講座や世話人会に参加していく中で、法律に関する知識を深めるとともに、異業種で活躍されている人生の先輩方と世代を超えてお話しすることができました。まだまだ限られた範囲の人としか関わる機会がなかった私にとって、社会人として多くの事を学ぶことができました。

また、11月に開催した、講師安井弁護士の『若者向けの法律講座』では、法律倶楽部の若者代表として、企画・立案の段階から関わりました。事務局の岡田さんをはじめ、多くの方々の協力を得て、無事終えることが出来ました。これを通して、現代の若者達が抱える問題や法律に対する関心・考え方を肌で感じることが出来ました。

これからも若者を盛り上げていく起爆剤の一つとして頑張っていきたいと思います！！

中川武雄教授のご講演を聴いて

会員 大塚 治子

3.11東日本大震災。地震・津波が襲った東北地方の甚大な被害。テレビ等の映像が伝えたその悲惨さに胸が痛んだ。

そしてその後伝えられた福島第一原子力発電所の事故。

地震・津波は想定外の規模であったとは云え、伝承や経験などから想像できる世界のことである。これに対して、原発事故は、先を予測できない、人為を超える恐ろしさがある。ついに起きてしまったのかと驚愕した。



中川先生のご講演を聴いて、あの時の怒りを思い出した。

何が起こっているのか。情報が伝わらない。そして次々出され、修正される情報。一方で、住民にとって一番重要な放射性物質による汚染の状況が伝えられない。国がそのためこそ開発してきたスピーディ（拡散シミュレーション）が機能していない。どうなっているのか。ドイツ気象庁など海外の機関はいち早く反応し、拡散状況を日々動画で提供していた。

また国や原子力安全委員会は何をやっているのか。事故処理を東電任せにし、国として専門的立場から指導、提言すべき組織が機能していない。原子力委員会の名前が出てきたのは事故後数ヶ月もたってからと記憶している。

更に、その後分かってきた福島原発の脆弱性。無防備な使用済み燃料棒の保管にも呆気にとられたが、いざと言う時に非常用電源が作動しない。内部のモニター機能も停止し、炉内の反応、炉心の状態が把握できない。そこには人間のコントロールを超えた核の世界がある。

原発の技術を否定する訳ではない。今回、望みもしない形で実証されたように、その安全性が充分に保証される条件・体制が無い中で、経済的理由により強引に推進されていることが問題である。危険性を指摘してきた学者、有識者等は非常に多い。しかしその意見は全く活かされていない。その数々の意見を現場に取り入れる姿勢が、国、電力会社を始めとする関係機関にできるまで、またその機能を誰もが何時でも確認できる状況ができるまで、その停止は求めざるを得ないと感じている。

身近な天然放射性物質はカリウム、ラドンなど、生活の中にもたくさんある。ひょっとしたら、その存在が地球上の生命の進化にも関与していたかも知れない。そして生活の基盤である太陽も核融合反応の塊であり、その余波、太陽風がオーロラを生む。自然の力に感謝すると共に、その力を真摯に考えない人為の無謀さに怒りを覚える。

新年早々、怒りの文章となってしまいました。申し訳ありません。



「突然の退職勧告から」

会員 昭和区在住 ○

勤めていたデイサービス施設から突然退職を迫られたことが法律俱楽部入会のきっかけでした。勤務先施設の施設長は、年数が経つにつれて私たちスタッフを「使ってやっている。雇ってやっている。」という態度になってきました。スタッフは力を合わせて働きやすい職場にしようと努力を積み重ねていました。大変な重労働で仕事量もサービス残業も多く有給休暇も取得したことがなかったほどでした。

このまま施設長の言いなりで退職するのは嫌だと悩んでいたとき、新婦人の会を通じて法律俱楽部を知り、早速入会しました。無料法律相談で弁護士に相談したところ、「残業の様子や出退勤の実情を洗い出し、粘り強く残業代などの請求をしていきましょう。」と助言をいただき、その後の交渉を依頼しました。解決までに約2年かかりましたが、和解という形で退職日までの有給休暇や残業代が認められました。

毎日の仕事内容をメモでもいいので記録しておいたことが役に立ちましたし、それは大切だと思いました。働く者の立場は弱くどうしようもないと思い込まず、諦めないでよかったです。今は自分のプライドを取り戻したような気持ちです。ありがとうございました。

国民年金保険料 10年間納付可能に！

社会保険労務士 小野田理恵子

現行の年金制度では、公的年金を受給するには25年の受給資格期間が必要ですが、これを満たせないために無年金の人や、また受給資格はあってもこのままでは低年金になってしまう人がたくさんいます。これらに対処するための「年金確保支援法」が昨年成立したことにより、国民年金の保険料を遡って納付できる期間が、2年から10年に延長されました。ただし…

- ・すでに年金を受給している人は、この制度を使えません。
- ・3年以上前の保険料を納付する場合は、保険料に加算金が上乗せされます。
- ・日本年金機構のシステム改修の必要があるため、実際に納付できるのは今年の秋頃からの予定です。

この法律により、最大約1700万人の年金額が増え、約40万人の無年金が回避できる見通しです。しかしながら施行から3年間の時限措置ですので、現在金銭的に余裕のある人のみが利用できる制度とも言え、本当に救済する必要がある人の支援になるのか、疑問符が付きます。また、受給資格期間を10年程度に短縮する改正案も検討されており、年金確保支援法と今後の制度改革との整合性について、課題が残ります。

※個別相談承ります。

弁護士 小島 高志

かつて旧時代の戸主を中心とした家族制度では、老齢者たちは遙かに尊重されました。ただしそれは封建制を内包した服従と孝行の道徳観によって彩られていました。戦後なお残存し続けたそのような道徳観が衰退し、高齢者人口が激増する中で、老人のかつての温室は消失せざるを得ません。かといって、若い頃に苦労して働いたのだからその恩に報いるべしというある種の反対給付論は、はやりの「自己責任論」につながりかねない危うさがあるでしょう。

現在の経済、社会情勢では、生活、活動能力に乏しい又は失った老齢者を冷視、邪魔者扱いする方向に向かわざるを得ないのでしょうか。老齢者が老齢者故に愛される社会は実現可能でしょうか。

ご好評だった「高齢者手助け法」勉強会の続編を計画しています。

*

かねてから関与している愛知コミバンが他団体と共同主催で特別講演会を行います。是非お聞き下さい。

『自然エネルギー生産の主役としての地域中小企業』

北海道大学発NERC代表取締役 大友詔男氏

1月6日18:45～21:00 名城大学名駅サテライト／参加費千円

*

当事務所奥の会議室を、学習会、会議、お花の教室、アロマ教室、習字教室等に利用していただいています。つながりの広がり、深まりのお役に立てますように。

弁護士 安井 典高

皆様、新年明けましておめでとうございます。早いもので、私が当事務所に入所して丸2年が経ちました。弁護士になって、時が経つのが早く感じるようになりましたが、本当にあっという間の2年でした。それだけ、仕事、趣味等、充実した日々が送れていると思います。

さて、最近は、弁護団事件に参加しないかという声が先輩弁護士からかかるようになりましたので、茶のしづくせっけん被害救済弁護団に参加しています。茶のしづくせっけんは、真矢みきがCM出演していた超ヒット商品でしたが、せっけんに含まれていた加水分解小麦という成分が原因と思われるアレルギー症状等が多数の人に発生し、全国で弁護団が結成されました。少し前のTV番組でも、茶のしづくせっけんから生じたと思われる被害を取り上げていました。

もっとも、名古屋弁護団への依頼者数はあまり増えていません。私の担当も未だ2人だけです。

弁護団の存在があまり知られていないかもしれません。読者の皆様のまわりで、もしも茶のしづくせっけんを使って何らかの症状を発した方がいらっしゃったら、私までご連絡を下さいませ。

東北を訪ねて

事務局 岡田 泰子・岡 明美

3月11日の震災から7ヶ月がたった10月15日、被災地の石巻市へ行ってきました。

むき出しの鉄骨、家の基礎だけ残る住宅街、宙に浮いた線路。実際、自分の目で見て、現地の空気を吸うと、テレビで見ていただけとは違う感情が沸いてきました。

被災された方との交流会で「震災は辛かったけれど、全国の方と知り合えて人間の暖かさを感じ、幸せです。」と言われました。みなさん、東北へ出かけて被災者の方達と触れあってみられてはどうですか。



原発事故損害賠償愛知弁護団に参加しています

弁護士 小野 万里子

福島から愛知への避難

福島第一原子力発電所の事故による放射能被害を恐れて愛知県に避難しておられる方が700名以上おられます。土地を追われ、仕事・家族・友人を失い、慣れない地でたいへんな苦労をされています。

避難生活と賠償の現状

多くの方が貯金を取り崩しての生活で、せめて最低の生活実費だけでも賠償してほしい、と望んでいます。しかし、半径○○キロという画一的に決められた地域外からの避難者は全く賠償の対象とならず、地域内からの避難者にも様々な制限があります。加害者である東京電力が一方的に基準を決め、被害者が右往左往しているのが現状です。

ちょっと待って。おかしいよ。

交通事故等なら全額賠償が当たり前。加害者が被害者に「これで我慢せい。」とばかりに難解な請求書を書かせるなどありえない話です。しかも、原発は「安全。」と地域住民を騙して受け入れさせたもので、突発的な交通事故などより数段悪質だと思われるのに、これはないでしょう。

独り言～ヒロシマ・イラク・フクシマ

私は長年、米軍の劣化ウラン弾攻撃で放射能の内部被爆に苦しむイラクの子どもたち（小児がんや先天異常など）を支援してきました。劣化ウラン弾も原子力発電も元の原材料は同じ。今イラクに起きている痛ましい悲劇が将来福島に起きることを恐れます。愛知に避難して内部被爆のリスクを下げるというのは現実的選択なので、それを持続可能なものにするために力を尽くします。

沖縄・波照間島平和ツアー

事務局 山県 忍

事務所から有人日本最南端の島、波照間島平和ツアーに参加しました。満天の星・青い海・サトウキビ畑・ゆったり寝そべる牛や山羊たち・・しかしこのどかな島にも戦争の傷跡がありました。波照間島をはじめ沖縄八重山諸島の人々は、第二次大戦末期上陸した日本軍の食糧確保のため西表島へ強制疎開させられました。当時の西表島はマラリアの発生地で、ここでマラリアに罹患し命を落した人々は3647人、空襲による死者の20倍です。特に波照間島の住人は3人に1人が亡くなっています。のちに「戦争マラリア」と呼ばれます。このような沖縄の戦争があったことはまだ多くは知られていません。旅の後半では本島の辺野古・嘉手納・普天間も見学しました。訪れるたびその理不尽な状況に胸が痛くなります。



行事予告 東北ツア-

日時 4月22～24日 2泊3日（日・月・火） 参加費74,000円程度（参加人数により変動あり）
定員28名（最低催行人数20名）

大震災から1年の東北をめぐります。現地の方々との交流会や中尊寺・毛越寺など観光も予定しています。

※ 詳細は後日お知らせいたします。（仮予約受付中）

つるま法律倶楽部会員無料法律相談

◎相談受付 土・日・祝を除く、10時から17時

（事前に電話予約をしてください。弁護士の日程によりすぐにご相談をお受けできない場合がございますので、ご了承下さい。時間外・土曜日の相談については、予約の際にお尋ね下さい。）

◎電話相談 簡単で短時間の相談は電話も可

低山歩こう会

2012年の年間計画をお知らせします。奇数月の第4日曜日です。

3月27日 霊山（三重・伊賀） 5月27日 竜ヶ岳（滋賀・三重県境）

7月22日 田立の滝（長野・南木曽） 9月22日～23日 高ボッチ山と八ヶ岳

11月25日 寧比曾岳（愛知・足助） （八ヶ岳の山は厳選中、原村宿泊の予定）

辰年ですから龍ヶ岳、登山道整備を終えた田立の滝、秋は1泊も企画しました。

どなたでも参加いただけます。事務所まで連絡ください。詳しい案内をお送りします。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

つるま法律倶楽部は毎年6月から新年度になります。

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させて頂きますので年会費3000円の納入をよろしくお願ひ致します。

尚、住所変更、退会等はご連絡をお願いします。

つるま法律倶楽部は、郵便局通帳からの会費の自動引き落としを行っています。手数料、手間等の軽減になりますので、ぜひご利用ください。

年末年始休業のご案内

12月29日から1月5日まで。1月6日より通常業務いたします。（両事務所とも）

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4F

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851